

	ご意見・ご質問	回答
1	<p><「香害」、「化学物質過敏症」、「環境過敏症（化学物質過敏症、電磁波過敏症など）」等について> 香害で困っています。住民には、生活用品として、無香料の洗剤・柔軟剤等の製品のみ使用可能とすることを、ビル一棟全てについてさだめる方法を提案します。</p>	<p>民間賃貸住宅における賃貸借契約は、契約自由の原則により、貸す側と借りる側の双方の合意に基づいて行われるものであり、入居者の生活上のルールに関する特約等が定められる場合もあると考えられます。</p>
2	<p>化学物質過敏症の者です。住宅全体について、シック臭・近隣住民からの香料・防虫臭・日用品からの暴露を避けられる環境にいられるようにしてほしい。</p>	<p>新住宅セーフティネット法第8条の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅については、住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅を供給するという制度目的を踏まえつつ、その供給の促進を最大限図る観点から、新住宅セーフティネット法第10条及び単管省令第11条から第13条までにおいて、各戸の床面積の最低基準、消防法・建築基準法などの規定に違反しないこと、耐震関係規定に適合すること等のみを求めています。</p> <p>新住宅セーフティネット法第40条第2項第2号の居住安定援助賃貸住宅については、日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者を入居させ、訪問その他の方法によりその心身及び生活の状況を把握し、その状況に応じた利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他住宅確保要配慮者の生活の安定を図るために必要な援助を行う賃貸住宅の供給するという制度目的を踏まえつつ、その供給の促進を最大限図る観点から、新住宅セーフティネット法第41条及び共管省令第9条から第15条までにおいて、各戸の床面積の最低基準、消防法・建築基準法などの規定に違反しないこと、耐震関係規定に適合すること等のみを求めています。</p> <p>新高齢者の居住の安定確保に関する法律第52条第1項の終身賃貸事業の用に供する賃貸住宅については、高齢者が居住できる賃貸住宅を供給するという制度目的を踏まえつつ、終身建物賃貸借制度の活用の促進を最大限図る観点から、同法第57条第1項及び新高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第37条及び第38条において、各戸の床面積の最低基準と、加齢に伴う一定の身体機能の低下等が生じた場合にそのまま住み続けられるような加齢対応構造等の基準に適合すること等のみを求めています。</p> <p>ご指摘の「化学物質過敏症」等に対応した賃貸住宅の供給の促進に関することについては、いただいたご意見を関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>住宅工事から発生する塗装臭・シック臭・住宅建築臭（異臭）に怯えての生活を余儀なくされています。住宅関連企業全体に化学物質過敏症患者（障がい者）がいることに関する配慮をお願いしたい。</p>	<p>周知・啓発について、いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>

4	<p>抗菌洗剤や柔軟剤、その他日用品に含まれる化学物質に反応し体調不良を起こす化学物質過敏症について、市販されている日用品を普通に使うことで、健康を害し、被害物質より住居も汚染されて、その住めない状況に追い込まれている人たちが大勢います。化学物質過敏症患者も障害者とし住宅困窮者に入ってください。</p>	<p>新住宅セーフティネット法第2条第1項第4号及び基本方針一1は、同法第1条に定める住宅確保要配慮者として、「障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者」、すなわち「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」が該当する旨を定めるものであり、障害者基本法第2条第1号に規定する「障害者」に如何なる者が含まれるか、その障害の種類や程度、原因となる傷病等を定めるものではありません。また、同法の「障害者」には、多様な特性を持つ者が含まれるところ、住宅確保に配慮を要する状況等も様々であると考えられることから、特に配慮を要する障害の種類や程度、原因となる傷病等を明示することとはしておりません。このため、新住宅セーフティネット法第2条第1項第4号及び基本方針一1において、ご指摘の「化学物質過敏症」等は規定していません。</p>
5	<p>住宅困窮者向けの住居建設時、清掃時に関わる者への化学物質過敏症や香害に関する周知も行ってください。住宅困窮者向けの住宅の現在の居住者への化学物質過敏症や香害に関する周知を行ってください。</p>	<p>3の回答と同じ。</p>
6	<p>日用品に使われている除法技術はナノサイズの香料や化学物質を付着させ、住居を汚損します。公共の住宅については、次にどんな方が入居しても気持ちよく生活できるように、今住んでいる方にも保全の義務があると考えます。</p>	<p>化学物質過敏症の方に配慮した公営住宅の整備や管理に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
7	<p>住宅の内外装素材や防水塗料等からの揮発性有機化合物による健康被害に加え、近隣住宅住民の洗濯物から揮発する合成洗剤や柔軟剤の香料等成分（マイクロカプセル等含む）やコインランドリー・衣類乾燥機の排気による健康被害（いわゆる「香害」）が増えており、それによる住宅難民が増えている。近隣香害のために転居を余儀なくされても、不動産屋から「山奥に行け」などと物件の紹介を拒否されたり、入居を断られることもある。（他方、都心に限らず過疎地などいわゆる「山奥」であっても日本全国に「香害」問題は存在する上、この種の化学物質にアレルギーを持つ者の場合、農薬空中散布などにより更に健康を害するケースもある。また、地域住民から嫌がらせを受けるケースも多い）。また、幸い住宅を確保できたとしても、化学物質過敏症患者やシックハウス患者、イソシアネートやホルムアルデヒド等アレルギーがある患者の場合、自宅や近隣の外壁塗装、防水工事、道路工事等があるとその間自宅にいられず、避難を余儀なくされるケースが多いが、上記の事情（香害）により避難先の確保も容易でない。そうした一時的な住宅需要に対するセーフティネットの整備も必要である。このため、パブコメ案①「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」の3ページ「その他の障害者」に、深刻な住宅難民である「化学物質過敏症患者やシックハウス患者、いわゆる香害による健康被害者も対象となり得ること」を認知させ、具体的に障害等を明記してほしい。</p>	<p>4の回答と同じ。</p>

8	<p>パブコメ案①「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」の「3住宅セーフティネットの整備」に、化学物質過敏症患者やシックハウス患者、アレルギー患者、いわゆる「香害」被害者の居住ニーズ等の実態を把握したうえで、これらの者が暮らすことのできる住宅及び短期居住施設（人体に有害な化学物質の揮発が少なく、アレルギー等を起こしにくい建材を使用した住宅、敷地内禁煙や敷地内合成洗剤・柔軟剤使用禁止の住宅）の供給を促進（賃貸住宅を含む）するなど、居住支援体制の整備を行うべきことについて言及してほしい。</p>	<p>基本方針一3は、公的賃貸住宅の的確な供給と民間賃貸住宅の供給の促進を一体的に推進することにより重層的かつ柔軟な住宅ストックの形成を図るとともに、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に係る各種施策を含め、総合的かつ包括的な地域の居住支援体制を整備することにより、住宅セーフティネットを整備する必要がある旨定めるものであり、住宅確保要配慮者の属性等に応じた講ずべき支援措置の内容等を定めるものではありません。このため、基本方針一3において、ご指摘の「化学物質過敏症」等は規定しておりません。</p>
9	<p>住宅確保要配慮者に、化学物質過敏症で心身の健康が損なわれ、日常生活や社会参加に支障をきたしている方も含まれると思いますので、明記していただきたいです。</p>	<p>4の回答と同じ。</p>
10	<p>化学物質過敏症の方は近年問題となっている、香害により、近隣や賃貸住宅でマイクロカプセル等の徐放技術が使われた洗剤や柔軟剤、香りつけビーズを使用された場合、入居できないので、住居探しが非常に困難です。 例えば、香料入り製品(洗剤、柔軟剤、パーソナルケア用品、入浴剤、防虫剤、芳香剤等)の使用を控えるように決められた集合住宅だと、安心です。</p>	<p>2の回答と同じ。</p>
11	<p>化学物質過敏症や香害について理解が深い方に担当していただきたいです。</p>	<p>いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
12	<p>精神障害を持っており、公営住宅に暮らしています。働けないので収入が少ないです。近隣の住宅からのタバコの煙、受動喫煙や柔軟剤や洗剤の香害により窓が開けられず、家の中で体調を崩して化学物質過敏症を発症しました。引越すにしてもどこで受動喫煙の被害や香害に遭うかわからないため借りられる住居を探すこともできません。化学物質過敏症の人が安心して暮らせる住居を提供できるようにしてください。</p>	<p>6の回答と同じ。</p>
13	<p>賃貸業を営むいちオーナーですが、賃貸物件の香害状況がここ最近甚だしく、現状復帰にもコストや時間ロスが発生しています。室内空気質に配慮した賃貸住宅へのニーズは高いと論文で確認しましたが、国土交通省に香害被害を受けない住宅の整備、メーカーへの規制を求めます。</p>	<p>1の回答と同じ。</p>

14	<p>化学物質過敏症です。過去には病への差別から購入したマンションの管理組合及び管理会社からの嫌がらせが半年以上続き、管理会社社員より罵倒されるなどが続き、娘はそれが元で鬱になりました。その半年は人権は無視され壮絶な状況でした。法治国家として成り立っていないと感じました。不都合な存在として、差別的な行いが公然とされる現状です。もちろん、病であることが分かると賃貸で借り受けることも難しくまた、居住できるレベルの住居を確保する事は困難を要します。前使用者が柔軟剤・芳香剤を使っているだけで居住は難しいのです。また、隣人の使用洗剤で発症していますので、隣人の使用洗剤も配慮した住居が必要です。公営で化学物質過敏症対策の取られた住居を確保していただけるようお願いいたします。</p>	6の回答と同じ。
15	<p>憲法に定める、生存権が阻害されている。人権が確保できない状況です。路上生活すらままなりません。現在の生活保護受給の家賃上限では適した物件に居住も困難です。残された道は死以外に無いのです。今、国が動いて下さなければ今後多くの患者は山中にて餓死・凍死する可能性は非常に高いのです。法案の中に化学物質過敏症配慮の住居を入れていただきますようお願いします。</p>	<p>新住宅セーフティネット法第2条第1項第4号において、住宅確保要配慮者として、「障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者」、すなわち「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」が該当する旨が定められているところ、同号の「障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者」に該当する化学物質過敏症を有する者は、この法律（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）に基づく施策の対象となります。</p>
16	<p>障害者の枠組みに化学物質過敏症も入れていただきたいです。</p>	4の回答と同じ。
17	<p>住宅は多くのハードルがあり、安心して暮らせる家屋を探すのも大変です。家という性質上、簡単に手放したり買ったりすることはできません。隣人の香料使用などでも体調を著しく悪化させることもあり、隣人とのトラブルにもなりえます。そのようなことが起きない住宅（マンションやアパートなど）を行政の方で指導、補助していただきたいです。</p>	2の回答と同じ。
18	<p>シックハウスだけの考慮ではなく、その他の殺虫剤や合板の接着剤などにも配慮した住宅があると助かります。</p>	2の回答と同じ。

19	<p>私は化学物質過敏症です 他人の使用する衣類の柔軟剤や芳香剤、トイレの消臭剤など多くの香料、また殺虫剤、たばこ、排気ガスなどで、呼吸が苦しくなります。人込みを避ける生活を余儀なくされています。この度の”住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針等の制定及び国土交通省・厚生労働省関係告示の一部改正”において、対象者に、障がい者との表現だけではなく、化学物質過敏症の具体的な表記をお願いしたいです。内閣府としては、化学物質過敏症も含まれるとの見解とは存じますが、世間一般には十分伝わっていないと思いますので、明記をお願いします。</p>	4の回答と同じ。
20	<p>化学物質過敏症の特性上空気環境が重要となり、隣人が柔軟剤を使用されると生活が困難になりますので、入居者全員が柔軟剤やタバコを吸わないようにするなどのルール整備を整備していただきたいです。</p>	1の回答と同じ。
21	<p>住宅確保要配慮者に化学物質過敏症をはじめとする中枢性感作症候群の患者を含むことを求める。</p>	15の回答と同じ。
22	<p>化学物質過敏症は、住宅建材、内装材、家具、日用品、香料入り洗剤類やパーソナルケア製品に含まれる化学物質から揮発する揮発性有機化合物(VOCs)に晒されると、人体に存在する受容体のTRPチャンネルを通して感作が起こるため、低VOCsかつ香料製品が一切使われない住宅が必要である。</p>	2の回答と同じ。
23	<p>近所の香害に苦痛を受けています。閉め切った窓から入り込む花粉のように、花粉より小さなマイクロカプセルと香料が入り込んでいます。体調不良になるので、安心安全な住居の確保が困難です。住宅確保要配慮者に対する基本的方針の3ページの「その他の障害者」に化学物質過敏症の人も加えてください。障害者差別解消法による合理的配慮の対象となり得るのですよね。化学物質過敏症も差別を受けています。あなたが体調不良でもやめない、引っ越せ、山へ行けなどと言われます。引っ越し先が無香害と限らないしニオイは広がってあらゆるものに付いて落ちないことはメーカーの技術により分かっています。どうか化学物質過敏症も障害名に加えて記載してください。香害メーカーに規制をかけられない現状では、普通に生活することが難しいので、せめて無香料の住宅確保の後押しとして欲しいです。</p>	4の回答と同じ。

24	<p>建材のシックハウスや日用品の香り（化学物質香害）への対処をお願いします。柔軟剤を使っていた方が何人か亡くなった例があると聞きました。消費者センターに届いた声を検索すると体調が悪くなるという人たち、化学物質過敏になって苦しんでいる人たちの声が2000件くらい見つかります。でも柔軟剤は売られている状況です。確かに今はまだ使っても大丈夫な人もいます。香害製品の販売規制ができないのであればせめて、そのようなものを使っても可能な住宅と無香料、無添加で安全な住宅の差別化が必要ではないですか？住宅を探すときに住宅内にしみついた化学物質臭で住むところがない人たちがいます。あまりに香害製品の臭いが酷すぎて大家さんが特殊清掃を頼んだという話も聞きました。化学物質に対するなんらかの対策が必要だと思います。</p>	2の回答と同じ。
25	<p>【該当箇所】住宅確保要配慮者の範囲</p> <p>【意見】住宅確保要配慮者に含まれる「障害者」の定義について、障害者基本法第二条第一項に基づいていることは承知しています。この定義に照らせば、化学物質過敏症（MCS）の患者も障害者差別解消法に基づく「障害者」に該当しうることが、2017年2月の内閣府答弁により明確にされています。内閣府は国会で以下のように答弁しています。「化学物質過敏症の方につきましても、それを原因とする心身の機能の障害が生じており、かつ、当該障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあると認められる場合は、障害者差別解消法で定める障害者の対象になり得ると解してございます。」この法的整理に基づき、本方針においても以下の対応をお願いします。</p> <p>【理由】MCSのある人々は、香料や柔軟剤、防虫剤などの化学物質により住宅に住み続けられなくなるなど、深刻な生活困難を抱えています。しかし現状では、住宅政策の中で「障害者」としての認知や支援がなされていません。</p> <p>合理的配慮が民間事業者にも義務化された今、住宅施策においてもMCSを対象に含めることが重要です。具体的な例示により、地方自治体や関係事業者への理解と配慮が進むことを強く期待します。</p> <p>【要望】「障害者」の具体例の中に「化学物質過敏症（MCS）」を明記してください。</p>	4の回答と同じ。
26	<p>【要望】「地域の実情に応じて追加可能な住宅確保要配慮者」の例にもMCSを追加してください。</p>	15の回答と同じ。
27	<p>【要望】良好な居住環境の形成やバリアフリー整備の一環として、香料や揮発性化学物質への配慮を明示してください。</p>	いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。

28	<p>【要望】 居住支援協議会などの体制に、MCS当事者や支援団体が参画できるよう促す文言を盛り込んでください。</p>	<p>新住宅セーフティネット法第81条第1項及び基本方針四3(1)の住宅確保要配慮者居住支援協議会については、地方公共団体のほか、住宅確保要配慮者居住支援法人、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者（不動産事業者・団体）、社会福祉協議会等の住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者（福祉関係事業者・団体）を構成員としています。</p> <p>不動産事業者・団体としては、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者、賃貸人等の団体や、地域の不動産事業者等が考えられ、また、福祉関係事業者・団体としては、社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援機関、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、地域の福祉事業所等が考えられますが、このほか地域の実情に応じた様々な関係者・団体等の参加も考えられることを周知してまいります。</p>
29	<p>『化学物質過敏症』とはっきりと記載してほしい。</p>	<p>4の回答と同じ。</p>
30	<p>告示案①「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」の3ページでは、「その他の障害者」という書き方に留まっていますが、深刻な住宅難民である「化学物質過敏症患者」も対象となり得るので、具体的に障害名を記載するよう要望します。自分も含め、隣家の香害や化学物質に悩まされる人たちが一定数存在しています。こうした人たちが居住できる賃貸住宅が見つげにくい現状をご理解のうえ、改善を望みます。</p>	<p>4の回答と同じ。</p>
31	<p>パブコメ案①「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」の3ページでは、「その他の障害者」という書き方に留まっています。ここに深刻な住宅難民である「環境過敏症（化学物質過敏症、電磁波過敏症など）の人も対象となり得ること」を認知させるため、具体的に障害名を記載して下さい。</p>	<p>4の回答と同じ。</p>
32	<p>隣家の香害や化学物質に悩まされるため、居住できる賃貸住宅が見つげにくい現状を改善して下さい。例えばですが、シックハウス症状が出にくい、築年を経た古い集合住宅一棟を丸ごと「香害対策住居」として、住民には生活用品に一定のルールを定めます。香料製品、芳香剤、アロマ、長続き製法の製品（香り、消臭無臭、除菌抗菌）等を禁止する集合住宅は生活しやすいのではないかと考えます。</p>	<p>1の回答と同じ。</p>

33	<p>集合住宅に住んでいた当時、近隣住民が連日長時間、芳香剤を使用する香害で、窓を閉めても漏れ入って来るし、家の内外の空気が汚染され、吸わされて、化学物質過敏症（CS）を発症し、住めなくなって逃げ出しました。家にあった多くの物が臭くて使えないので、殆ど何も持たずに、子供と共に転居しました。当時、管理会社にも行政（市役所、保健所）等にも対応を求めましたが、皆「対応できない」と言い、誰も何もしてくれませんでした。あれから数年が経ちますが、子供もCS予備軍です。CS発症者の私は、曝露されると、皮膚や粘膜に感じるのですぐ分かります。後から、頭痛、吐き気、体のあちこちが痛くなる等、症状が出ます。子供は時間が経ってから症状（手足の痛み、頭痛など）が出て、治るのに何日もかかります。その間、ぐったりして、元気が無い状態が続きます。新たに住めるところを探していますが、なかなか見つかりません。どこもかしこも香害住宅が多いからです。</p> <p>さらに、私はその後、電磁波過敏症（ES）も併発しました。電磁波に曝露されると、頭痛などの症状が出たりします。他人が使う携帯スマホ等は、要注意です。子供も電子レンジを使う時は、すぐに逃げて（離れて）います。近くで電子レンジが使われた時に頭が痛くなった経験があるからです。テレビで目が疲れるようです。電磁波は、基地局や太陽光発電が近隣に出来たことによる電磁波の健康被害で、住めなくなって逃げ出して転居せざるを得なくなった人が多くいます。基地局や太陽光発電が近隣に無い所を探すのも苦労しています。</p> <p>化学物質も電磁波も禁止や規制が必要です。住宅、園、学校、病院、福祉施設、公園などの周辺は、セーフティーゾーンにすべきです。環境過敏症（CS、ESなど）の人が住める住宅と生活できる地域を提供して下さい。現状では、行き場が無く、社会の無理解に苦しめられて、自殺に追い込まれる人が多くいます。</p>	<p>いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
34	<p>化学物質過敏症や電磁波過敏症の本が多数、出ています。多くの関係各位がお読みになって、認識を共有し、政策に活かして下さい。</p>	<p>いただいたご意見は関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
35	<p>環境過敏症の人も含めて、誰もが安心して（被害なく）生活できる住宅と地域を提供して下さい。</p>	<p>33の回答と同じ。</p>

36	<p>パブコメ案④「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」の3ページの、「その他の障害者」に、深刻な住宅難民である「化学物質過敏症患者」を記載していただきたいです。</p> <p>「障害者」の定義は、2017年2月に内閣府が国会答弁によって、「化学物質過敏症患者が、障害者差別解消法による合理的配慮の対象となりうる」ことを示しました。（内閣府答弁「化学物質過敏症の方につきましても、それを原因とする心身の機能の障害が生じており、かつ、当該障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあると認められる場合は、障害者差別解消法で定める障害者の対象になり得ると解してございます。」）「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給」をする際に、入居者、提供者側、周辺住民に「香害」の資料の周知を徹底していただきたいです。特に、周辺住民への香害の周知なくしては、「化学物質過敏症患者」は安全に暮らせません。近隣の洗濯物、ガス乾燥機の排気口から流れてくる香りで、家においてもご近所からの深刻な香害被害があります。</p>	4の回答と同じ。
37	<p>化学物質過敏症です。</p> <p>賃貸は、ほぼすべてがビニール壁紙を張りなおされてしまい住めず、住むところがありませんでした、とてもとても難儀しました。ビニール壁紙ではなく、ホテル仕様同様の布壁紙か漆喰の壁を推奨してほしいです。化学物質過敏症発症者が集まって暮らせる建物を用意してほしい。内装リフォームは居住者の責任で行えるなど、古くてもかまいませんので、住宅難民が一定数いることをどうかご理解いただき、ご対応をお願いします。</p>	2の回答と同じ。
38	<p>①「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」についての意見です。3ページに「その他の障害者」とありますが、ここには香害被害者・化学物質過敏症患者などの環境過敏症患者が含まれることを明記していただきたく思います。</p> <p>住宅セーフティネット法における障害者は、障害者基本法第二条第一項「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」の意義によります。障害者差別解消法における合理的配慮の対象となる障害者に関しては、2017年2月22日、高橋千鶴子衆議に対する内閣府の答弁によれば、「化学物質過敏症の方につきましても、それを原因とする心身の機能の障害が生じており、かつ当該障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあると認められる場合は、障害者差別解消法で定める障害者の対象になり得ると解してございます」とあり、障害者基本法の障害者の定義と同じものです。すなわち化学物質過敏症患者も住宅セーフティネット法の対象となる「その他の障害者」に含まれると考えられます。</p> <p>化学物質過敏症患者は、化学物質の曝露を避けて生活をせざるを得ず、孤立しがちで目立ちませんが、10年程前の調査では、全人口の約7.5%が化学物質過敏症対象者であるという結果が出ていて、決して少数派ではありません。化学物質過敏症患者の場合、空気中の微量の化学物質によって体調不良が引き起こされるため、住宅内外の空気環境は大変重要なものになります。清浄な空気が得られる住宅を求めて苦労している患者は相当数存在しています。</p>	4の回答同じ。

39	<p>例えばですが、郊外の古い団地形式の賃貸住宅を1棟丸ごと当該賃貸住宅として、禁煙、香料製品不使用などの条件を付けて入居者を募集するなど、実現性が高いように思います。近隣の空気中の化学物質がバリアとなって、社会生活に支障をきたしている化学物質過敏症患者が安心して居住できるように、ぜひとも対応を進めていただきたいと思います。空気のバリアフリー住宅実現にお力添えをよろしく願いいたします。</p>	<p>化学物質過敏症の方に配慮した団地整備等に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
40	<p>化学物質過敏症者が安心して暮らせる住宅の提供を。化学物質過敏症者の多くは、シックハウス症候群や香害の原因となる化学物質により種々の症状を呈する。継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受け、住宅の確保も難しい。</p> <p>例えば化学物質過敏症を発症した直後であると、それまで問題なく暮らせていたとしても、家具から揮発するVOCなどで症状がさらに悪化することが考えられる。また、たとえ自身は日用品や家具を厳選していたとしても、近隣で抗菌系洗剤や柔軟剤を使用すれば窓などから侵入した成分によって様々な症状が出ることもある。近隣と折り合えず、引っ越しを余儀なくされる場合もある。車中泊や野宿せねばならない化学物質過敏症者をこれ以上増やしてはならない。有害物質の曝露リスクを極力減らし、安心して暮らせる住宅が提供されることを切に願い、〔住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針〕—住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方向の内容から以下を要望する。</p> <p>【p 3】1 住宅確保要配慮者の範囲 (2) 住宅確保要配慮者の範囲について、住宅確保要配慮者に化学物質過敏症者を加え、明記すること。自治体の担当所管や当事者に認識が広まり、柔軟な対応が図られるのを期待する。</p>	<p>4 の回答と同じ。</p>
41	<p>〔住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針〕【p 5】3 住宅セーフティネットの整備</p> <p>空き家及び空き室と化学物質過敏症者とのマッチング。有害物質の曝露リスクを減らすために、化学物質過敏症者や香害被害者がまとまって暮らせるよう配慮すること。可能ならば、集合住宅一棟を化学物質過敏症者や香害被害者が占められること。築年数の古い物件やリフォームから時間の経っている物件について、当事者の状況を鑑みながら慎重にマッチングを進められたい。また、化学物質過敏症者は反応する物質が様々であることから可能性は低いかもしれないが、日頃他者との交流が困難であることから、この集合住宅が同じ苦しみを抱える者の交流スペースになることも期待できる。</p>	<p>新住宅セーフティネット法第8条の登録住宅については、国が整備した「セーフティネット住宅情報提供システム」において、「入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲とその詳細」や「入居に関する問合せ先」等の情報を提供しています。また、認定された居住安定援助賃貸住宅（居住サポート住宅）については、国が整備する「居住サポート住宅情報提供システム（仮称）」において、「入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲とその詳細」や「入居に関する問合せ先」等の情報を提供できるようにする予定です。</p> <p>このほか、住宅確保要配慮者居住支援法人において、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行っている場合があります。</p> <p>これらの取組により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のためのマッチング・入居支援の充実を図ってまいります。</p>

42	<p>近隣の柔軟剤等により住むところに困る人が増えています。日用品の被害はタバコ以上に理解されにくく、車中泊をしたり、家族と離れて暮らさざるを得なくなる人もいます。また、自分のように、柔軟剤等を使っていたものが化学物質過敏症になると、まず自宅に居場所がなくなり、精神的にも追い詰められます。一時的にでも、香料のない安心できる環境が必要です。住宅確保要配慮者の対象に、香害被害者や化学物質過敏症患者も加えてください。</p>	15の回答と同じ。
43	<p>香料製品、合成洗剤、消臭剤の不使用を共通のルールにした公団住宅を、各地に1棟ずつ設ける。</p>	<p>UR 賃貸住宅は、多くの方が共同で生活する場であることから、秩序維持のためのルールは定めておりますが、香料製品、合成洗剤、消臭剤の使用を制限するようなルールを定める予定はありません。</p>
44	<p>住居の相談窓口には、香害や化学物質過敏症の知識のある人間を配置する、などの対応をお願いいたします。</p>	<p>ご指摘の香害や化学物質過敏症等に対応した賃貸住宅の供給の促進に関することについては、いただいたご意見を関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
45	<p>化学物質過敏症患者の中にも、住宅に困っている人たちがいます。自宅内で化学物質に暴露したり、近隣の環境からの暴露で、今まで住んでいたところからすぐに避難しなければ命に係わる状況に追い込まれます。しかし、現代社会で化学物質を全く使っていない住居を見つけることは、至難極まります。山奥に住めなどと揶揄されますが、その山奥にも化学物質に汚染されていない、住家がありません。そういった人たちが一時避難できたり、安心して住める公営住居が必須です。公営住居の新設や補修時にはそういった環境や人にやさしい素材を使ったものにしてほしいです。</p>	<p>公営住宅法に基づく公営住宅の整備は、公営住宅等整備基準（平成10年建設省令第8号）を参酌して地方公共団体が定める基準に従って行うこととされております。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
46	<p>昨今の日用品からの香害は室内をマクロカプセルで汚染するものが多くあります。一度汚染されるとその成分は取れません。公営住宅や敷地内では、建物の保全のためにも国民の安全のためにも、室内汚染するような日用品や環境汚染につながる薬品の使用規制が必要です。</p>	6の回答と同じ。
47	<p>基本的な方針 の3ページ目（2）について、「その他の障害者」に化学物質過敏症を明記して下さい。</p>	4の回答と同じ。
48	<p>化学物質過敏症にとって安全な住宅確保は非常に困難なことです。まずシックハウスではない建物、そして他の居住者に日用品、殺虫剤、農薬、タバコなどについて配慮して貰うことが必要です。こうした条件も明記してください。</p>	2の回答と同じ。

49	<p>近年、公の問題になっている、化学物質洗剤、柔軟剤、芳香剤で、窓も開けられず、換気扇も使えず、エアコンも使えず、カビが生えるような劣悪な環境下での暮らしを強いられている人も多く、私も漏れなくその中の1人です。仕事が出来ない為、県や市の住宅を希望しても、応募すらできず、一般の不動産屋に行っても、化学物質過敏症の奴はお断り！と言われ、そんな奴は町から出ていけとまで言われる始末です。それでも、あちこち不動産屋を訪ねて、物件も見せてもらいましたが、退去後何年経っても化学物質洗剤、柔軟剤、芳香剤のにおいが充満している部屋に当たります。最近、ますます増えてきました。化学物質洗剤、柔軟剤、芳香剤は、VOCがかなり高いです。それがいつまでも張り付いています。建築段階でいくらシックハウス症候群対策をしても、入居者がシックハウスにしてしまう、不可思議な現象が起っています。と同時に、対策をしない政府にも疑問を感じます。安心安全な住居への新たな基準を整備して頂きたいと思います。</p>	2の回答と同じ。
50	<p>賃貸はVOCを発生させる物を使用しない。したもものには罰則と、退去時フルリフォーム代金を払う事にしていただきたい。</p>	1の回答と同じ。
51	<p>年齢関係なく県、市の住宅に住めるようにして欲しい。化学物質過敏症用の県、市住宅を作って欲しい。化学物質過敏症の方は、働けないしお金もない。劣悪な環境から移動したくても、住まいも借りられません。お金もないし、借りられる部屋もない。本当に生き地獄です。どうか、誰もが安心して生きられる住まいの決まりを作って頂きたい。</p>	<p>公営住宅への入居は、年齢にかかわらず住宅に困窮する低額所得者であることが要件となっております。化学物質過敏症の方に配慮した公営住宅の整備や管理に関するご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
52	<p>「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」の3ページなどにある、住宅確保要配慮者の「その他障害者」に化学物質過敏症が該当すると考えます。具体的に障害名「化学物質過敏症」を記載していただくことを強く希望します。住宅確保要配慮者に「障害者」が含まれていますが、この「障害者」は、障害者基本法第二条第一項の意義「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」に依ります。「化学物質過敏症の方につきましても、それを原因とする心身の機能の障害が生じており、かつ、当該障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあると認められる場合は、障害者差別解消法で定める障害者の対象になり得ると解してございます。」と2017年2月に内閣府答弁で示されましたが、これと同様の定義となると考えます。</p> <p>住宅確保要配慮者として「化学物質過敏症」を正式に記載していただくことを強く希望します。</p>	4の回答と同じ。

53	<p>化学物質過敏症は深刻な住宅難民です。新しい住宅やリフォーム後の部屋を原因として発症する人が多かった化学物質過敏症は、近年抗菌系洗剤や柔軟剤をはじめとする生活用品をきっかけに発症する人が増加しています。一度発症すると微量の成分や香りで様々な症状を呈し、自分や家族が使わなくても隣家からただよってくる生活周りの化学物質や成分により、換気もままならない暮らしを強いられています。窓やドアを開けなくても、排気口や排水溝、床下や天袋など室内を通じて入ってきてしまうことも多く、特に集合住宅・賃貸住宅では自助努力ではどうにもならない場合も多く、家の中でも常に危険にさらされています。様々な対策に出費は増えるものの仕事を続けられない場合も多く、経済的な理由で、または近隣の環境悪化などで転居の必要が出てくることも多いですが、賃貸住宅を探す、借りる、ことも想像を越える困難が待っています。</p> <p>築年数を経た集合住宅を丸ごと「化学物質過敏症・香害対策住宅」として、住民には生活用品に一定のルールを定めた賃貸住宅として機能させることができれば、患者や家族にとっては現実的かつ大きな助けとなり、今後問題となってくる化学物質過敏症患者の高齢化や介護の問題などについても大きな一助となると思います。</p>	2の回答と同じ。
54	<p>住宅確保要配慮者に、化学物質過敏症患者がいます。私は賃貸物件のうち、禁煙の賃貸住宅に居住しています。タバコや電子タバコを喫煙する専用の喫煙ルームは一箇所のみ用意されていまして、ベランダから通行人の喫煙の副流煙を感じることはまれにあります。ほとんど臭いを感じずに済んでいます。が、化学物質過敏症になってしまい、隣家の柔軟剤洗剤や外置きの虫除け剤、芳香剤の臭いに苦しむようになりました。</p> <p>化学物質過敏症は、揮発性有機化合物に反応して症状が出ることが多く、昨今の香りブームによって香料などのおいが長く強く香ること、自分で使用していなくとも、空気を介してにおいが自室に入ってきてしまうことに大変困っています。</p> <p>転居を検討するも、いわゆる「香害」もとになる商品が当たり前のように販売されているため、全国のどこに行ってもそういった商品を使用される方が近くにいるという可能性が否定できず、困っています。嗜好品というイメージの強いタバコのほかにも、誰でも行う「洗濯」や「入浴」に伴う揮発性有機化合物によって症状が出てしまう病気です。</p> <p>つきましては、例えば団地などの物件について、「完全禁煙マンション」のように、「完全禁煙・フレグランスフリー住宅」として、住人には化学物質過敏症の原因となりうる化学物質を生じない日用品を使用することなどを規約に盛り込み、化学物質過敏症の患者が住みやすい住環境を整えていただきたいです。</p> <p>(例えば、洗濯洗剤には化学物質過敏症の要因になる日用品は使用しない。香りや抗菌洗剤の効果が持続する合成洗剤は商品しない、など。)</p> <p>お灸などのセルフメンテナンスには寛容であって欲しいので、そういったスペースはどこかに設けてもらえるといいなと思います。</p>	化学物質過敏症の方に配慮した団地整備等に関するご意見は、今後の参考とさせていただきます。

55	<p>制度の中に、「化学物質過敏症」者は明記してほしいです。私は、化学物質過敏症当事者ですが、将来的に賃貸物件への入居や、高齢者としてのいわゆる施設入居が必要になった際に不安しかありません。通常の状態にある物件では私は暮せません。その物件に殺虫剤や香害になる洗剤などの使用歴があれば私は症状が立て続けに起こり息が出来ません。通常のホームクリーニングではそうした製品は落とせません。また、高齢者施設では介護職員さまなどの衣類等や他の入居者さまの衣類等に香害製品が使われており、私は入居出来ません。いつも感じますが、化学物質過敏症者は多数いるにも関わらず、あらゆるセーフティネットから零れ落ちています。人権がありません。災害時に非難することすら香害によって不可能です。救済の手立てを講じていただきたいです。</p>	4の回答と同じ。
56	<p>発達障害と精神障害2級で年金生活を送っており、県営住宅に引っ越したところ、そなえつけの畳（防虫加工）でシックハウス症候群になり、その後、団地内の柔軟剤および合成洗剤の臭気に具合が悪くなってしまい、退去せざるをえませんでした。県に問い合わせても、「代替品の用意はできない」、「シックハウスの基準に準じた設備（畳も）なので、シックハウスが起こるはずはない、と考えているので、シックハウスが起きた場合の対策方法はない」「資金的にも援助できない」とのお返事でした。私は「せめて、引っ越し先を紹介してほしい」と相談しましたが、「あなたの具合の悪くなる基準が数値化できないので、こちらとしても用意できない」ということになりました。シックハウス症候群は、誰にでも起こる可能性があり、団地のような公的な住まいであれば経済的に厳しい人、身体的に障害を持ち化学物質を感じやすい人が入居するので、万が一にそなえた対策や、住まいが必要です。</p> <p>私は、この引っ越しで貯蓄を失いました。他の誰にも、同じ思いをしてほしくないと思っています。化学物質の感じやすさは人それぞれかもしれません。誰でも住める家の実現は難しいと思われるかもしれませんが、でも、感じやすさが様々であるということは、救える人もゼロではない可能性があります。特に、他の住人が無制限につかう柔軟剤・合成洗剤で苦しんでおられる家庭においては、問題となる部屋や棟から距離を離れた場所に引っ越すことで解決できることもあるので、すぐに実現してほしいと思います。ゼロから民間の家を借りるよりは、大幅に負担を減らせますし、その後の住まいをどうするか、体調を回復させながら考えることができます。</p>	39の回答と同じ。

57	<p>高齢者の単身生活者や、DV被害者、生活困窮者に対する住居に関しての法律ですが、そこに「化学物質過敏症」に配慮した条件は何も入っていません。今回の案には化学物質過敏症患者目線の条件追加が必要です。</p> <p>化学物質過敏症患者は日用品等に含まれる極めて微量な化学物質によって全身に様々な症状が出て、日常生活が困難になり、公共交通機関や図書館や役所、投票所等の公共施設の利用さえ出来ず、大人は退職に追い込まれ、子どもは学校に通えなくなります。厚労省は発症機序を不明確としています。いつ誰が発症してもおかしくない状況であり、現在は洗剤や柔軟剤等に含まれる香料や徐放技術により発症者が増えています。香害によって化学物質過敏症を発症した場合、経済的困窮や社会的孤立により生活保護生活に陥る可能性も高く、DVではないですが家族が離別するリスクも上がり、戸建てでローンを抱えていても、近隣の香害によって転居に追い込まれる人もいます。戸建てでローンを抱えていたら生活保護は受けられません。ですが賃貸には移れません。日本人の9割が柔軟剤を保有、使用しているというアンケート結果があります。一度でも柔軟剤を使用した衣類や寝具等を部屋の中で干したり、保持したりすれば、部屋のカーペットや壁紙を全て取り替えても換気扇や天井等、部屋の隅々まで徐放技術により移香が起こり、部屋に入る事も出来ません。</p> <p>生活保護も受けられなければ死ぬしかありません。</p> <p>化学物質過敏症を発症した人が無香料の持ち家に住み続けられるよう、特例措置が取れるような法改正が必要です。</p>	<p>今回意見募集の対象としているのは、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」と、高齢者向けの賃貸住宅の供給等を目的とする「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく告示であり、持ち家での居住に関する事等は対象としておりませんが、ご指摘の「化学物質過敏症」等に対応した賃貸住宅の供給の促進に関する事については、いただいたご意見を関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
58	<p>また、賃貸物件在住の人が発症したら、たとえ自分が無香料生活をしていたとしても、両脇や上下等の部屋からの「香害」によって、窓を閉め切ってもコンセントの隙間や排水管等からの侵入、換気扇や郵便受け、ドアの隙間からの香害侵入で、症状悪化を招きます。洗剤や柔軟剤以外にも部屋の芳香剤やトイレの芳香剤、消臭剤や除菌スプレー等も含まれるため、現在販売規制や製造規制が行われていない以上、転居も極めて難しいという事です。賃貸物件を利用する際は、全て無香料の製品を使用する・・・という条件が「禁煙」と同等に扱われるべきです。どちらも誰にとっても有害な化学物質であることには変わりません。</p>	<p>民間賃貸住宅における賃貸借契約は、契約自由の原則により、貸す側と借りる側の双方の合意に基づいて行われるものであり、入居者の生活上のルールに関する特約等が定められる場合もあると考えられます。賃貸住宅の入居に際しては、こうした生活ルールに関する特約等について貸主とよく話し合っておくことが必要と考えられます。</p>

59	<p>賃貸は無香料であることを条件に入れて欲しいです。</p> <p>以前住んでいた賃貸アパートは、ガスコンロ下の棚に柔軟剤の臭いが染みついており棚を開けなくても臭いが漏れ出て、掃除をしても脱臭機を置いても取れなく、キッチンはろくに使えない具合が悪くなると引っ越しを余儀なくされました。試しに棚の中に1ヶ月ほどカップ麺を保管してみたところ、未開封のカップ麺に臭いが移香しており、カップ麺の販売製造社で検査をしてもらったところ通常ではありえない柔軟剤に含まれるリナロール等の香料が検出されました。これら等を管理会社に訴えても、全く対応をして頂けませんでした。現在一般的に販売されている合成洗剤、柔軟剤は徐放技術が使用されており何ヶ月と臭いが続き香料も強いです。強い香料は、掃除をしても脱臭機をかけても落とせない、また隣人からの香料の漏れもどうすることも出来ません。強い香料は、食品にも移香し浸透します。それを食べることは危険なことであり、吸い込むことで具合が悪くなり、悪化すると化学物質過敏症になる恐れもあります。無香料であればこのようなことは起こりません。賃貸は様々な人が利用し安全であるべきです。賃貸は無香料であるべきだということを制定して欲しいです。</p>	58の回答と同じ。
60	<p>「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針」の3ページ(2)に、具体例に化学物質過敏症を加える。</p> <p>なぜなら化学物質過敏症やそれに準ずる者は同じ集合住宅内や一軒家でも近隣に柔軟剤や抗菌消臭洗剤などの香害製品やタバコ、農薬、除草剤、有機溶剤など使われると安全に最低限の健康的な暮らしが出来なくなる為。</p>	15の回答と同じ。
61	<p>高齢者や障害者が住みやすい様バリアフリーにするのと同じく、無香害のバリアフリー住宅が必要。</p>	2の回答と同じ。

62	<p>化学物質過敏症の人は、シックハウスをはじめ、香料・抗菌剤など日用品からの合成化学物質が付着した家には入れません。昨今は、ほとんどの人が香料・抗菌剤入りの柔軟剤をはじめ、洗濯洗剤、芳香剤、消臭剤などを使用しているため、これらの合成化学物質が家中に付着して簡単に取り除くことは不可能です。大家が、借家人にこれらの香料・抗菌剤入り製品を使用しないことを徹底してもらうことをしないと、化学物質過敏症の人は、その賃貸物件には住めません。また、これらの製品、特に柔軟剤と洗濯洗剤は、近隣の家が使用することによって窓を閉めていても隙間から入ってくるので、少なくとも大家の権限が及ぶ範囲でのこれらの製品の使用自粛が求められます。問題を伝えても、規制されることなく売られているものを使用するのは個人の自由だと言われてしまうことが多いですが、空気は共有ですし、使用されている方は、香料・抗菌剤入りマイクロカプセルをばら撒き続け、それらは、すべてのものや場所に付着していきます。そして、化学物質過敏症の人の体、衣服、持ち物を始め、商品にも付着し続けています。なかなか理解が得られない問題ですが、化学物質過敏症の人は、居場所がなくて苦しい生活を強いられています。化学物質過敏症の人は増え続けているので、遅かれ早かれ、大家も借家人を獲得しにくくなることも予想されます。はっきり化学物質過敏症ではなくとも、予備群もいますし、具合悪くなるまでには至ってなくても、耐えられない人も増えてます。大家には、化学物質過敏症の人をはじめとする人も住めるようなインクルーシブな賃貸住宅を提供することが求められます。そのために、借家人に対して、これらの日用品の使用禁止を契約書に明記することが必要です。</p>	1の回答と同じ。
63	<p>集合住宅に住んでいますが隣や上下の部屋の洗濯物の匂いが窓を開けてないのに自分の室内に入ってきて困っている。タバコの受動喫煙と同じ洗剤柔軟剤の受動香料です。窓も思うように開けて換気も出来ない状態で近隣の人に説明しても理解されない。洗面所、バスルームやキッチンのシンク下の物入れからも凄い洗剤や柔軟剤のような香害が上がってきて普通に暮らせません。自分の家の中で自分は使用していないのに他人の化学物質が自分の室内に入ってきて強制的に吸わされ健康被害が出ているのは理不尽。人間らしい生活がしたい。メーカーはどんどん化学物質でんこ盛りの洗剤や柔軟剤を作り香りもどんどんきつくなっていくばかりです。</p> <p>しかし集合住宅の場合お互い迷惑にならないように生活するべきのはずです。タバコの受動喫煙問題でベランダや敷地内喫煙禁止のように喫煙禁止と香害製品の禁止の賃貸住宅を作って欲しい。香害が蔓延していて香害のない住まいを探す事が困難。下見内見では大丈夫でも住んでみないと香害がない住宅かどうかの判断がつかず住める家が見つからず困っています。</p>	58の回答と同じ。
64	<p>賃貸のルールとして香料や抗菌成分による汚染が起きた場合の対処を明確にしていきたいです。香料や抗菌成分で賃貸を汚染した当人が弁償するべきだと思います。</p>	1の回答と同じ。

65	<p>香害製品による健康被害者は今後増加し、経済的に困窮する被害者は増えると思います。香害製品による健康被害者が安心して暮らせる住宅をお願いします。香害製品を使用している一般の方々とは近居できません。一棟丸ごと香害製品による健康被害者専用とした住居が必要です。</p>	<p>2の回答と同じ。</p>
66	<p>香害製品による健康被害者は、香害製品を使用している一般の方々と同じ空間にいたることができませんので、大小によらず災害で被災した場合に避難所の利用ができません。したがって被災し住まいを失った場合は、即時新たな住まいが必要となります。香害製品による健康被害で化学物質過敏症を発症した場合や、化学物質過敏症が悪化した場合、身体的にも経済的にも状態が悪化していく可能性が高いです。障がい者手帳はなく、福祉の対象ともなれず、いわゆるセーフティネットの隙間からこぼれ落ちるのが現状と思います。厚生労働省と国土交通省、住宅部局と福祉部局など、省庁や担当部局の枠を超えた連携で、新たなセーフティネットをお願いします。</p> <p>私は香害製品の成分により体調悪化した香害という公害の被害者と思っています。水俣病はチッソ、イタイイタイ病は三井金属による公害ですが、今は日用品メーカーが使用者と周囲の人間の健康を奪っています。体調悪化で長年勤めた仕事を辞めざるを得ませんでした。体調が悪化していった数年間は、身の回りや生活上の対悪（自助努力）に費用がかかりコツコツ貯めた蓄えは減る一方、そのまま退職となり収入が絶たれました。経済的に頼れる家族はありません。あと1-2年で困窮となると思います。体調維持（自助努力）に必要な費用が賄えなくなる前に・まだ対策ができ思考できる時間があるうちに、現状を訴え、国に諸々の施策を進めてもらえるようにと意見提出をしています。</p>	<p>ご指摘の「化学物質過敏症」等に対応した賃貸住宅の供給の促進に関する事等については、いただいたご意見を関係府省庁と共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち今回の意見募集と関係しないものは除き、同趣旨のものは集約し、内容を適宜要約又は分割して掲載しています。